

第2回 井口一丁目8番用地の医療事業者誘致における選定委員会 会議録（議事要旨）

日 時： 令和5年10月25日（水）午後7時～午後8時

場 所： 三鷹市役所議場棟第三委員会室

出席者： 武藤委員長、落合副委員長、内原委員、宇都宮委員、土屋委員
事務局（久野副市長、向井都市再生部調整担当部長、小嶋健康福祉部長、近藤
健康福祉部保健医療担当部長、池田まちづくり推進課長、野崎まちづくり推進
担当課長、朝倉主査）

資料： 次第

資料1：井口一丁目8番用地の医療事業者誘致選定に係るプロポーザル公募
要項（案）

資料2：井口一丁目8番用地の医療事業者誘致選定に係るプロポーザル審査
要領（案）及び審査基準（案）

議題： 公募要項について
審査要領、審査基準について
その他

■井口一丁目8番用地の医療事業者誘致選定に係るプロポーザル公募要項（案）について (選定委員)

公有地活用の根拠は何か。

(事務局)

基本的には公有財産規則によるが、定借による貸付については記載がないため、規則の改
正を実施している。さらに、条例（定期借地権の設定を伴う土地の貸付等について議会の議
決を要するという内容）を制定した。

(選定委員)

「カ 借地権の譲渡、転貸」（3頁）は「（5）応募者自ら本件土地を貸借し、…」と矛盾
するのではないか。

(事務局)

「カ 借地権の譲渡、転貸」は削除する。

■井口一丁目8番用地の医療事業者誘致選定に係るプロポーザル審査要領(案)及び審査基準(案)について

(選定委員)

委員と応募者の利益相反についてはどう対応するのか。

(事務局)

利益相反の対応について、審査要領に記載する。

(選定委員)

その場合、当該委員の審査の取り扱いはどうするのか。

(事務局)

当該応募者の審査については外れてもらう。なお、この点を踏まえ、審査は各委員の合計点ではなく、平均点によるものとする方向で検討する。

(選定委員)

法人の理念・熱意・応募動機の評価に際しての考え方の中に「中心的な立場」とあるが、その具体的な内容はどのようなことか。プレゼンテーションを聞いてみると分からぬいと思うが。

(事務局)

曖昧な表現であるためこの項目は削除する。また、「評価に際しての考え方」については、「評価基準」に含めて整理する。

(選定委員)

医療計画の「⑥救急医療体制」については公募条件になつてないが、ここで記載したのは何故か。

(選定委員)

3次救急はやらないが、2次救急まではやることになるのではないか。

(事務局)

条件ではないが、公募要項案の「5(1)ウ 地域の医療連携体制の維持・向上」により、ある程度の救急機能の確保を想定している。提案があれば評価の対象になると考えられる。

(選定委員)

「災害時の地域の医療体制の確保」について、評価の視点として、例えば地域医療計画での支援病院の役割が網羅されていればいいのか。

(事務局)

それを上回る提案があれば評価の対象になると考えられる。

(選定委員)

「施設整備に関する事項」については、委員の中に専門家がいないが、どのように評価すればいいのか。

(事務局)

必要な場合には専門家に意見を聞くなど、審査方法等については検討する。

(選定委員)

「災害時の地域の医療体制の確保」についても実績を記載させてはどうか。また、「新興感染症対策にも柔軟に対応できる体制の確保」も含め、様式に具体的項目を追記して記載させてはどうか。

(事務局)

「災害時の地域の医療体制の確保」については、訓練を含む実績等について例示のうえ、記載させることとする。また、様式に具体的項目や例示等を追記することについて承知した。

(事務局)

医療計画の「④診療科目」については前回、公募要項から削除したが、このような形でここに記載することについてはどうか。

(選定委員)

求められる医療機能からみて、内科、外科、整形外科等が必要になると思われる所以、ここでこのように記載しても構わないのではないか。

(選定委員)

人員体制について、特定の診療科や部門に属さない場合はどのように記載するのか。

(事務局)

注記により合計欄に記載させる等、検討する。

■その他

(事務局)

全体のスケジュールについては、余裕を持たせた内容に修正したいと考えている。また、プレゼンテーション審査についても、来年5～6月中旬頃を目途に調整していきたい。

(選定委員)

承知した。

(事務局)

本日頂戴したご意見等を踏まえ資料の加筆・修正等を行い、各委員に確認して頂いた後、

委員長にご一任という形で最終版としたい。

(事務局)

もし必要が生じれば、当委員会の追加開催も考えたい。

以上